

巻 頭 言

措置入院について、今思うこと

吉住 昭

Akira Yoshizumi

2016 (平成 28) 年 7 月 26 日に起こった相模原市における殺傷事件は、私たち精神科医療に従事する者に、大きな衝撃を与えた。学会法委員会は、8 月 29 日に「相模原市の障害者支援施設における事件とその後の動向に対する見解」を表明し、措置入院の適用を含めた問題点やいまだ社会に満ち溢れている優生思想についても指摘した。以下、いったんこの事件から離れ、措置入院そのものを考えてみたい。

学会の動きについては、まずこの 10 年の精神神経学雑誌に掲載された論文をみでみる。措置入院について触れられたものは、精神医学の潮流として 2007 年 109 巻 11 号「硬い精神科救急 (緊急鑑定) の実態と改革」、原著として 2009 年 111 巻 11 号「措置入院の現状に関する研究—医療観察法施行の影響に注目して—」がある。また、シンポジウムに関連したもので、2012 年 114 巻 4 号「非自発的入院制度をめぐって—医療保護入院を中心に—」、2013 年 115 巻 7 号「精神科における強制医療介入」、2014 年 116 巻 4 号「精神保健福祉法の今後を展望する—保護者制度の廃止を見据えて—」などが掲載されている。措置入院が直接語られるよりも、精神科救急の源流として、医療観察法との関連において、さらには医療保護入院を問題とする際の一部として取り上げられている。また、2016 年 3 月 29 日学会理事長による「精神保健福祉法改正に関する学会見解」では、「非自発的入院制度の見直し」の項目で、「措置入院においては運用に自治体間格差があり、統一することが求められる。入院要件の厳正化、明確化により非自発的入院の入院数を減らすことを前提として、将来的には、現在の措置入院と医療保護入院を一本化した非自発的入院制度の検討が必要である」とある。

厚生労働省においては、この間数多くの検討会などが開催されているが、措置入院制度に対する言及は少ない。

わずかに、「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チームにおける入院制度に関する議論の整理 (措置入院の在り方 平成 24 年 6 月 28 日)」で、①措置権者である都道府県 (保健所) が責任を有することを明確にすべき、②強制入院での手続き面での保障を充実する観点から、措置入院中に同意によらない治療を行う場合に、より手厚い手続きを経る仕組みが必要、③措置入院の適用について都道府県間のばらつきがあり、今後分析、検討を深めていくことが必要との 3 点が指摘されている程度である。

一方、学会シンポジウムにおいては、110 回 (2014 年) 総会「措置入院制度の現状と問題点」、111 回 (2015 年) 「措置通報・措置入院事例の地域移行—求められる保健・福祉・医療の役割—」と、措置入院制度が取り上げられた。しかし、残念ながらその内容の学会誌への掲載はない。その 2 つにオーガナイザーあるいは報告者としてかかわった立場から、措置解除即退院になっていない事例が多いこと、措置入院先でその後の治療が継続されていることは少ないこと、退院後の死亡事例が多いことなどを含めていくつかの点を報告し、措置入院制度そのものを問題にしていかなければならないことを指摘した。

措置入院は、医療観察法と医療保護入院の間で埋没しているようにも思える。そして残念ながら、事件が起きれば措置入院が注目されることは、精神科医療の歴史が物語っている。もし、今回の事件を教訓とするならば、まず措置入院の実態を継続的に把握し、議論を続けていくことの必要性であろう。この巻頭言を会員諸氏が目にする頃には、「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」のまとめが出ているかもしれない。その中で措置入院制度についての言及が、現在精神科医療がめざそうとしている地域移行・地域定着の流れに対し、逆行したものとなっていないことを、切に望みたい。